

福井県流域環境ネットワーク協議会 規約

(名称)

第1条 本会は、「福井県流域環境ネットワーク協議会」(以下、「協議会」という。)と称する。

(趣旨)

第2条 この規約は、協議会の設置について必要な事項を定める。

(目的)

第3条 協議会は、福井県において、人とコウノトリ等の水辺の生き物が共生できる持続可能な地域づくりのため、自然再生団体や行政等が連携し、河道内の河川環境とその周辺地域の田んぼなどを、一体となって総合的に自然再生の推進を図ることを目的とする。

(協議会の所掌)

第4条 協議会は、前条の目的を達成するために、次を所掌する。

- 一 田園環境を対象に、人とコウノトリ等の水辺の生き物が共生できる自然環境づくりに関すること。
- 二 河川を対象に、コウノトリ等の水辺の生き物の生息の場の創出に関すること
- 三 その他、前条の目的を達成するために必要な事項

(協議会)

第5条 委員の委嘱は、福井河川国道事務所長および福井県安全環境部長がこれを行う。

- 2 協議会は、別表1に掲げる者により組織する。
- 3 委員の任期は、委嘱の日から3年とし、再任を妨げないものとする。
- 4 委員に欠員が生じた場合は、必要に応じて委員の補充を行うものとする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 委員からの推薦があり、協議会の委員の2分の1以上の同意が得られた場合には、委員となることができる。
- 6 協議会には委員長を置くこととし、委員長は委員のうちから互選によってこれを定める。
- 7 委員長は会務を総理し、協議会を代表する。
- 8 委員長に事故等やむを得ない事情があるときは、委員長が予め指名する委員がその職務を代理する。

(協議会の運営)

第6条 協議会は、委員長が招集し、委員長が議長を務める。

- 2 協議会の会議は、委員の2分の1以上の出席をもって成立する。
- 3 委員長は、必要に応じ、協議会に委員以外の者の出席を要請することができる。

(専門部会)

第7条 協議会に、「河道技術部会」、「里川連環部会」を置く。

- 2 協議会規約の第4条に掲げる事業を具体的に推進するため、必要に応じ、協議会にその他の専門部会を置くことができる。
- 3 各専門部会の委員は各部会事務局において選定し、協議会に報告する。
- 4 各専門部会の運営に関し必要な事項は各専門部会で定める。

(会議の公開)

第8条 協議会の会議、会議資料、議事の要旨は、原則として公開とするが、生物の保護又は個人情報保護の支障がある場合、または、特定の者に不当な利益若しくは不利益をもたらすおそれがある場合には、その一部又は全部を非公開とすることができる。

- 2 会議資料、議事の要旨については、福井河川国道事務所および福井県のホームページに掲載することにより公開とする。

(事務局)

第9条 協議会の事務局は、国土交通省近畿地方整備局福井河川国道事務所調査第一課、福井県安全環境部自然環境課および福井県土木部河川課に置く。

- 2 事務局は、協議会の運営にあたり、以下の事務を行う。
 - 一 協議会に付議すべき事項に関する資料の作成
 - 二 協議会の運営に関する事務および経理

(規約の改正)

第10条 この規約は、協議会の構成員の発議により、協議会の会議の出席構成員の2分の1以上の合意を得て、改正することができる。

(雑則)

第11条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、委員長が協議会に諮って定める。

附則

(施行期日)

この規約は、平成27年10月26日から施行する。

平成28年10月28日一部改正

別表 1

平成 28 年 10 月 28 日

協議会委員名簿

分類	専門・機関	氏名	所属
有識者	水産増養殖学	青海 忠久	福井県立大学 名誉教授
	環境熱・水理学	福原 輝幸	広島工業大学 工学部 環境土木工学科 教授
	保全生態学	鷺谷 いづみ	中央大学 理工学部 人間総合理工学科 教授
行政	県	黒部 一隆	福井県 安全環境部 自然環境課長
		木戸 敏浩	福井県 農林水産部 農村振興課長
		大作 和弘	福井県 土木部 河川課長
	市町	釣部 博文	福井市 市民生活部 環境課長
		田中 賢一郎	鯖江市 産業環境部 環境課長
		石動 千晶	越前市 産業環境部 農政課 コウノトリ共生室長
		下 妃桃美	坂井市 産業環境部 環境推進課長
		岡 正人	小浜市 民生部 環境衛生課長
		深水 滋	若狭町 環境安全課長
	国	森田 宏	近畿地方整備局 河川部 広域水管理官
中村 圭吾		近畿地方整備局 福井河川国道事務所長	

(有識者は五十音順、敬称略)